



NOSAI からのお知らせ



園芸施設共済の補償が拡充されます



近年、大型の台風や集中豪雨による被害が毎年のように発生しています。昨年も相次ぐ台風などにより、各地で園芸施設に大きな被害が発生しました。園芸施設共済に加入して大切な園芸施設の被害に備えるとともに、青色申告を実施している場合は収入保険に加入して、施設内で栽培している野菜や花き類などの被害に備えることが重要です。園芸施設共済では、最近の甚大な被害の発生を踏まえ、また多様化する農業者のニーズに対応するため、**令和2年9月2日以降に共済責任期間が始まる契約からは以下の制度改正が行われます。**

1 付保割合の引上特約 (注)

付保割合 8 割を選択している加入者について、さらに手厚い補償を希望する場合、1 割または 2 割の補償を上乗せできます。(図の①) ※付保割合は棟ごとに選択可能

2 復旧費用特約の補償の引上げ (注)

復旧費用の特約は、耐用年数を超えた施設では共済価額の75%が上限でしたが、耐用年数内の施設と同様、100%に引き上げます。(図の②)

※復旧費用や撤去費用は棟ごとに選択可能

3 小損害不填補の1万円コース特約の追加 (注)

小さな損害でも補償できるよう、小損害不填補のメニューに1万円コースを追加します。これにより、1・3・10・20・50・100万円の中から棟ごとに選択できるようになります。 ※小損害不填補3万円を選択した場合の特約として棟ごとに選択可能



4 復旧費用特約における自力復旧の労務費を共済金として支払

復旧費用の共済金は「請求書等」に基づき支払われます。そのため自力で復旧した場合の労務費相当分は支払われていませんでしたが、材料費などの請求書等の額に加え、復旧面積 (㎡) 当たり100円の労務費相当額を加算して支払うよう見直されます。

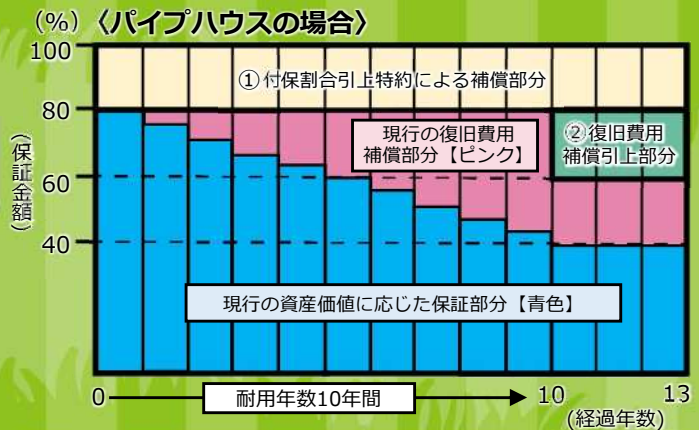


5 被覆材の自然消耗割合の見直し

耐用年数経過後は、自然消耗割合を適用しないよう見直されます。

(注) 特約部分の掛金については全額加入者負担となります。

現在のご契約を、令和2年9月2日からの新制度の内容に切り替えることも可能になります。お問い合わせは下記、支所等までお願いします。



お問い合わせ先 愛知県農業共済組合

- 尾張支所 TEL (052) -204-2412
- 尾張支所 海部津島出張所... TEL (0567) -66-1711
- 尾張支所 半田出張所..... TEL (0569) -25-4451
- 西三河支所 TEL (0566) -77-3220
- 東三河支所 TEL (0531) -24-1789
- 東三河支所 豊川出張所 ... TEL (0533) -84-7300